

# 山梨県公報

号外第六十号

平成二十七年

九月三十日

水曜日

## 目次

### 条 例

○山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例……………一

## 条例のあらまし

○山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例(条例第三十九号)(職員厚生課)

1 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

(1) 公務災害補償年金と他の法令による年金との調整事項について、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金及び遺族共済年金に係る部分の規定を削除する。

(2) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行後も経過措置により支給されることとなる共済年金について、他の法令による年金との調整を図るための規定を整備する。

(二) 山梨県職員の退職手当に関する条例及び山梨県職員の再任用に関する条例  
地方公務員等共済組合法の条項を引用する規定を整理する。

2 この条例は、平成二十七年十月一日から施行することとした。

## 条 例

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年九月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

### 山梨県条例第三十九号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年山梨県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)(又は障害厚生年金)を「障害厚生年金」に改め、同表障害補償年金の項中「障害共済年金又は障害厚生年金」を「障害厚生年金」に改め、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」を「遺族厚生年金」に改め、同条第二項の表中「障害共済年金又は障害厚生年金」を「障害厚生年金」に改める。

(山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)第八十四条第二項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四十七条第二項」に改める。

(山梨県職員の再任用に関する条例の一部改正)

第三条 山梨県職員の再任用に関する条例(平成十二年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)附則第十八条の二第一項第一号」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第七条の三第一項第四号」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。  
(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(次項において「新条例」という。)(附則第五条の規定の適用については、当分の間、同条第一項の表傷病補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等

の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第四条第三号に規定する改正前国共済法若しくは同条第六号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について一元化法附則第四条第三号に規定する改正前国共済法若しくは同条第六号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、同条第二項の表中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四十一条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第六十五条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る新条例附則第五条の規定の適用については、同条第一項の表傷病補償年金の項中「（以下単に「障害厚生年金」とあるのは「又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」と、「障害厚生年金（当該）」とあるのは「障害厚生年金等（当該）」と、「障害厚生年金が」とあるのは「障害厚生年金等が」と、同表障害補償年金の項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金等」と、同表遺族補償年金の項中「（以下単に「遺族厚生年金」とあるのは「又は一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」と、「遺族厚生年金（当該）」とあるのは「遺族厚生年金等（当該）」と、「遺族厚生年金が」とあるのは「遺族厚生年金等が」と、同条第二項の表中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金等」とする。